

# 株式会社せきれい ショートステイげんき

## 重要事項説明書

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者

事業者名	株式会社せきれい
事業者の所在地	秋田県山本郡三種町鯉川字内鯉川 108 番地 4
法人種別	株式会社
代表者名	中川 広志
電話番号	0185-27-8335

### 2. 事業所

事業所名	ショートステイげんき
事業者の所在地	秋田県男鹿市脇本脇本字飯ノ町 3 番地 1
管理者名	伊藤 光子
電話番号	0185-27-8335
FAX番号	0185-27-8336

### 3. ご利用施設で実施する事業

事業の種類	秋田県知事の事業者指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
短期入所生活介護	令和 5 年 10 月 1 日	第 0570626523 号	42 名
介護予防 短期入所生活介護	令和 5 年 10 月 1 日	第 0570626523 号	
令和 5 年 10 月 1 日	第 0570626523 号		

### 4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	株式会社せきれいが開設する短期入所生活介護事業所「ショートステイげんき」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。
運営の方針	指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 5. 施設の概要

### (1)敷地および建物

敷地		2309.49 m <sup>2</sup>
建物	構造	準耐火構造
	延べ床面積	1254.98 m <sup>2</sup>
	利用定員	42名

### (2)居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
1人部屋	7室	12.18 m <sup>2</sup>	12.18 m <sup>2</sup>
2人部屋	2室	21.36 m <sup>2</sup>	10.68 m <sup>2</sup>
3人部屋	3室	35.37 m <sup>2</sup>	11.79 m <sup>2</sup>
3人部屋	2室	34.54 m <sup>2</sup>	11.51 m <sup>2</sup>
4人部屋	4室	42.69 m <sup>2</sup>	10.67 m <sup>2</sup>

### (3)その他主な設備

設備の種類	数	面積
機能訓練室 兼 食堂	1室	127.65 m <sup>2</sup>
浴室 (機械浴スペース含)	1室	28.19 m <sup>2</sup>
便所	男女各 9箇所 浴室各 1箇所	2.78 m <sup>2</sup> (内一箇所 1.27 m <sup>2</sup> )
医務・静養室	1室	9.00 m <sup>2</sup>

## 6. 職員体制(主たる職員)

従業員の職種	員数	区分				常勤換算後の人数	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.5	
生活相談員	2		2			1	社会福祉主事
介護職員	18	15	2	1		17.8	介護福祉士等
看護職員	1		1			0.9	看護師
機能訓練指導員	1		1			0.1	看護師
嘱託医	1			1		0.1	医師
栄養士	1	1				1	栄養士

## 7. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
管理者	・ 正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務	原則として4週8休
生活相談員	・ 正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務	
介護職員	・ 早番 (6:30~15:30) 普通番 (8:30~17:30) 遅番 (10:00~19:00) 夜勤 (16:00~ 9:00) ・ 日中は、原則として介護・看護1名あたり入所者2、3名のお世話をします。 ・ 夜勤(19:00~6:30)は、原則として職員2名でお世話をします。	
看護職員	・ 正規の勤務時間帯(8:30~17:30)の間の5時間、非常勤で勤務	
嘱託医	・ 2週に1回 火曜日(14:00~15:00)まで勤務	
栄養士	・ 正規の勤務時間帯(8:30~17:30)常勤で勤務	

8. 営業日および利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予定は、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けております。

9. 施設サービスの概要(法定代理受領を前提としています。)

(1)介護保険サービスによるサービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事時間 朝食 7時30分～8時30分 昼食 12時00分～13時00分 夕食 17時30分～18時30分</li> <li>当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。</li> <li>ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準負担額 1食あたり 朝 ¥300円 昼 ¥645円 夕 ¥500円</li> <li>食材費と管理費含みます。</li> </ul>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>排泄の自立を促す為、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。</li> </ul>	サービス費の1割と住居費(滞在費)をお支払いいただきます。
入 浴・清 拭	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴は週2回です。</li> <li>身体状況等により入浴が困難な場合は、清拭を実施します。</li> <li>寝たきりでも機械浴槽を使用し入浴することができます。</li> </ul>	
離 床	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。</li> </ul>	
着 替 え	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> </ul>	
整 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>清潔で快適な生活を送れるよう、適切な整容を行うよう援助します。</li> </ul>	
シーツ交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>シーツ交換は週1回行います。</li> </ul>	サービス費の1割をお支払いいただきます。
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて衣類の洗濯を行います。</li> </ul>	
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員、介護職員、その他職員が利用される方の状況にあわせた機能訓練を行います。</li> </ul>	サービス費の1割をお支払いいただきます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護職員が健康管理に努めます。</li> </ul>	
娯楽等	<ul style="list-style-type: none"> <li>切り絵や折り紙、又は、カラオケ等をいつでも楽しんで頂けるよう準備してあります。</li> </ul>	
介護相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者とその家族からのご相談に応じます。</li> </ul>	

10. サービス利用料金(1日あたり)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じてサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事・滞在費に係る標準自己負担金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

従来型個室 1日当りの料金（『8介護職員処遇改善加算』は1月当り）

要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金		4,790円	5,960円	6,450円	7,150円	7,870円	8,560円	9,260円
2.うち介護保険から給付される金額	9割	4,311円	5,364円	5,805円	6,435円	7,083円	7,704円	8,334円
	8割	3,832円	4,768円	5,160円	5,720円	6,296円	6,848円	7,408円
	7割	3,353円	4,172円	4,515円	5,005円	5,509円	5,992円	6,482円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1割	479円	596円	645円	715円	787円	856円	926円
	2割	958円	1,192円	1,290円	1,430円	1,574円	1,712円	1,852円
	3割	1,437円	1,788円	1,935円	2,145円	2,361円	2,568円	2,778円
4.食材料費と管理費自己負担額	第1段階			300円				
	第2段階			600円				
	第3段階①			1,000円				
	第3段階②			1,300円				
	減免なし			1,445円				
5.居住費(滞在費)	第1段階			380円				
	第2段階			480円				
	第3段階			880円				
	減免なし			1,231円				
6.サービス提供体制強化加算Ⅱ				18円				
7.夜間職員配置加算Ⅰ		対象外			13円			
8.介護職員等処遇改善加算Ⅰ		ひと月の介護報酬総単位数×14.0%						

多床室 1日当りの料金（『8介護職員処遇改善加算』は1月当り）

要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金		4,790円	5,960円	6,450円	7,150円	7,870円	8,560円	9,260円
2.うち介護保険から給付される金額	9割	4,311円	5,364円	5,805円	6,435円	7,083円	7,704円	8,334円
	8割	3,832円	4,768円	5,160円	5,720円	6,296円	6,848円	7,408円
	7割	3,353円	4,172円	4,515円	5,005円	5,509円	5,992円	6,482円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1割	479円	596円	645円	715円	787円	856円	926円
	2割	958円	1,192円	1,290円	1,430円	1,574円	1,712円	1,852円
	3割	1,437円	1,788円	1,935円	2,145円	2,361円	2,568円	2,778円
4.食材料費と管理費自己負担額	第1段階			300円				
	第2段階			600円				
	第3段階①			1,000円				
	第3段階②			1,300円				
	減免なし			1,445円				
5.居住費(滞在費)	第1段階			0円				
	第2段階			430円				
	第3段階			430円				
	減免なし			915円				
6.サービス提供体制強化加算Ⅱ				18円				
7.夜間職員配置加算Ⅰ		対象外			13円			
8.介護職員等処遇改善加算Ⅰ		ひと月の介護報酬総単位数×14.0%						

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。送迎に係る費用

当施設では利用者の心身の状態、家族等の事情等により送迎サービスを実施しております。通常の送迎地区として、男鹿市・潟上市・秋田市・能代市・三種町・八郎潟町・五城目町・井川町・大潟村のうち、

当事業所から片道 30km以内に限り、居宅もしくは利用中の施設等との間の送迎を行いません。(その他の当事業所から片道 30km を超える距離に関しては要相談となります。)

片道	184 円
往復	368 円

#### 請求書発行と支払いについて

請求書の発行につきましては、利用料を月末に締めて翌月の 10 日までに発行をいたします。月の途中で利用が終了した場合についても同様ですが、利用者の都合に合わせての発行も可能ですので、ご希望の場合はお申し出ください。又、支払方法につきましては、現金でのお支払いか振り込みとなっております。支払い期日につきましては、請求月の月末までをお願いいたします。

#### 11. 苦情等申し立て先

当事業所ご利用相談	受付担当者 伊藤 光子 ・ 安田 真由美 ご利用時間 毎日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ご利用方法 電話 0185-27-8335
行政機関その他の苦情受付窓口	男鹿市市民福祉部 介護サービス課 介護班 電話：0185-24-9119 潟上市役所 福祉事務所 介護保険課 電話：018-855-5112 秋田県国民健康保険団体連合会（国保連） 電話：018-883-1550

- ・当施設に対する苦情やご相談は上記の専門窓口で受け付けます。
- ・苦情受付担当者は、利用者及び家族、代理人等から面接や電話、書面等により寄せられる苦情を随時受け付けます。利用者からの苦情への適切な対応により、利用者の満足感の向上や利用者個人の権利擁護を図るとともに、福祉サービスの適切な利用を支援します。

#### 12. 嘱託医

医療機関の名称	医療法人青葉会 たむら船越クリニック
医師名（医療法人青葉会 理事長）	田村 広美
所在地	男鹿市船越字内子 224-9
電話番号	0185-22-6789
診療科	内科、循環器科、その他

#### 13. 救急医療機関

医療機関の名称	男鹿みなと市民病院
院長名	下間 信彦
所在地	男鹿市船川港船川字海岸通り 1 号 8 番地 6
電話番号	0185-23-2221
主な診療科	外科、内科、その他

#### 14. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。 面会時間は、8:30～17:00です。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
医療機関への受診	本人の状態に変化があった際は、ご家族に連絡しますので通院していただきます。又、状態が急変した際は、施設の看護師が状態を確認し、緊急を要する状態であれば施設から医療機関に連絡し救急車、又は、搬送いたします。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	事業所内は全館禁煙となっております。 飲酒についてはご相談下さい。(身体状況によりお断りすることもございます)
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	ご利用の際は、必ず持ち物にお名前をご記入して下さい。 当施設でも確認させていただき、その後、お預かりさせていただきます。
現金等の管理	現金はお預かりしておりません。ただし、本人の状態に応じて必要物品の購入代行はいたします。なお、貴重品はできるだけお持ちにならないようにお願いします。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

#### 15. 非常災害時の対策

	設備名称	個数	設備名称	個数
防災設備	消火器	8	消防機関へ通報する火災報知設備	1
	誘導灯設備	6		
	自動火災報知設備	1		
	スプリンクラー設備	1		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	防火管理責任者 伊藤 光子			

#### 16. 事故発生時の対応及び損害賠償

・当施設において、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに秋田県及び関係機関並びにご契約の家族又は、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

又、当施設において介護サービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の保証については、入所者、契約者と施設双方で協議したうえで損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生については、入所者に故意又は過失が認められる場合には、その置かれた状況を斟酌して相当と認められたときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

私は、本書面に基づいて施設サービス利用契約書乙の職員  
(氏名 安田 真由美) から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住所  
氏名

利用者の家族 住所  
氏名

指定短期入所生活介護の入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 秋田県山本郡三種町鯉川字内鯉川 108 番地 4  
名 称 株式会社せきれい  
代表者名 代表取締役 中川 広志

説明者 安田 真由美

職 名 生活相談員